

職場の健康診断と「事後措置」を実施していますか？

労働安全衛生法では、年に1回以上、一般健康診断を行うことを、事業主に義務付けるとともに、一定の有害業務に就いた労働者に対して健康診断を行うことを義務付けています（ともに罰則あり）。事業主が費用を負担して健康診断を行う必要があります。裏面のチェックリストも活用し、必要な措置を講じているか確認しましょう。

【健康診断は重要です】

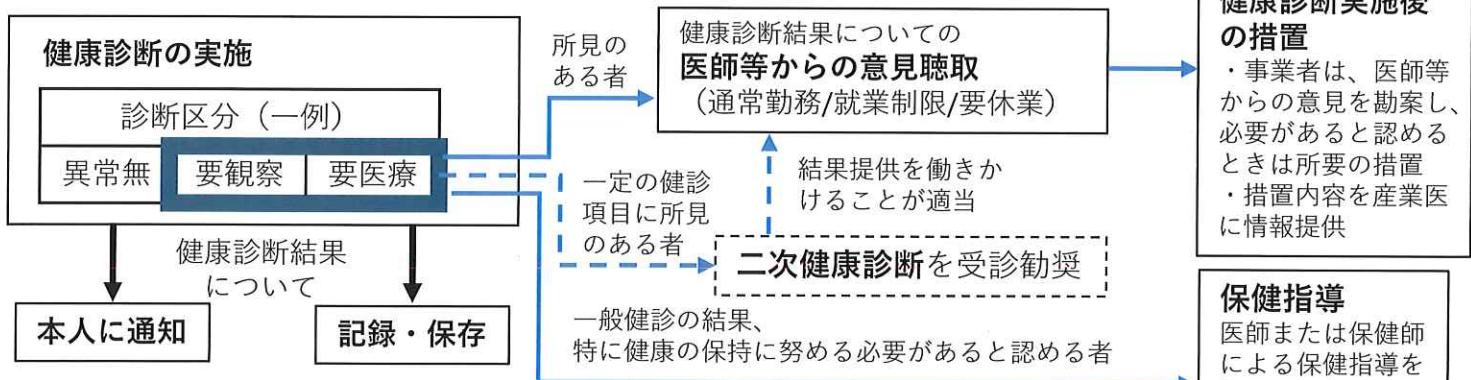
労働者安全衛生法に基づく一般健康診断の結果、何らかの異常の所見がある労働者は、半数を超えていいます。

健康診断は、労働者の健康を守る上でとても大切です。健康診断を行うことは、病気につながる所見を把握して病気を予防したり、早い段階で病気を発見して治すことにつながります。

【健康診断後の対応が必要です（やりっぱなしはダメです！）】

健康診断の結果、事業者は必要に応じて就業上の措置（業務上の配慮等）を行うことが重要であり、義務づけられています。そのため、異常の所見があった労働者については、事業者は、健康を保持するため必要な措置について、医師から意見を聴かなければなりません。

労働安全衛生法に基づく健康診断等の概略（事業者の実施事項）



各種関連情報

①健康診断 | 長野労働局【各種情報・リンク】（長野労働局HP）

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/kakusyu_kenkoushinden.html

②健康診断を実施しましょう【裏面1-2など全般】（厚生労働省HP）

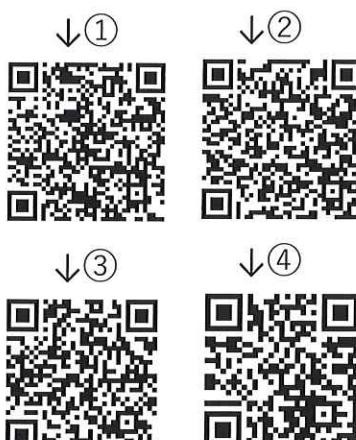
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/100331-1.html>

③健康診断実施後の措置について【裏面4-5など全般】（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/100331-1.html>

④労災保険二次健康診断等給付【裏面8関係】（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05927.html



労働安全衛生法に基づく健康診断 事業者の実施事項チェックリスト

事業者は、以下の各項目の実施状況について点検し、実施しましょう。特に1から7までは法令で義務付けられている事項です。

1	常時使用する労働者などに対する 一般健康診断 を行っていますか？ (雇入れ時と、その後 年1回以上。ただし、深夜業などは半年に1回以上)
2	一定の有害業務 に従事する労働者に対して 健康診断 を行っていますか？ (歯等に有害な業務、有機溶剤、特定化学物質、電離放射線、粉じん、鉛に関する業務などが対象。一定の業務は有害業務から既に離れている場合も対象)
3	健康診断の結果 について所定項目に係る 記録を保存 していますか？ 通常：5年間保存 特別管理物質：30年間保存 石綿：業務を離れた後40年間保存
4	有所見者の健康診断結果について、健診日から3ヶ月以内に 医師 （※歯科健診は歯科医師）から 意見聴取 を行っていますか？ ※長野産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）の登録医師から意見聴取することも可能です (50人未満の事業場の場合) <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 5px; display: inline-block;"><p>地域産業保健センターの連絡先はこちら https://www.nagano-s.johas.go.jp/</p></div> 
5	上記4で聴取した医師や歯科医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、その労働者に関して 就業上の措置等 を行っていますか？ (例：就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数減少 など)
6	定期の健康診断の実施後、 所轄の労働基準監督署長 に所定様式による 報告 を行っていますか？ (上記1は常時50人以上の労働者を使用する事業者が対象。上記2は全ての場合が対象)
7	産業医 に対し、4の意見聴取後遅滞なく、5の措置（または措置予定）の内容（措置を講じない場合はその旨と理由）を 情報提供 していますか？
8	医療保険者から依頼があった際に、 健康診断データを提供 していますか？ ※高齢者の医療の確保に関する法律や健康保険法に基づく提供依頼があったときは、同各法に基づき提供が義務づけられています。医療保険者が健診結果に応じてメタボリックシンドロームの予防のための保健指導などを提供します（事業主の費用負担なし）。
9	一般健康診断で所定の所見がある労働者に、労災保険法に基づく 二次健康診断 や 特定保健指導の受診 （無料）を勧奨していますか？
10	一般健康診断の結果、特に必要があると認める労働者に、医師または保健師による 保健指導 を行っていますか？（努力義務） ※事業者主体で行うもののほか、上記8や9の保健指導も、対象者に受診勧奨しましょう
11	労働者が精密検査を受けたり、病気が見つかった際に治療を受けられるよう、 病気休暇の整備 や 年次有給休暇のとりやすい職場づくり を進めていますか？

【改正のお知らせ】歯科健診結果の報告義務が拡充されました（2022.10.1施行）

労働安全衛生法第66条第3項に基づき、塩酸・硝酸・硫酸・亜硫酸・フッ化水素・黄りん その他歯やその支持組織に有害な物のガス等の発散場所での業務に常時従事する労働者について、事業者は半年に1回以上、歯科医師による健康診断の実施が義務づけられていますが、報告様式が改正され、実施対象事業場は、すべて、労働基準監督署への健診結果報告が必要になりました。（従前は50人以上の事業場のみ報告義務）